

## させぼ★みんなの食育ひろば 掲載要領

(目的) 第1条 この要領は、「させぼ★みんなの食育ひろば」への情報掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(定義) 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) イベント・料理教室 市内で開催される食育に関するイベント・料理教室の開催情報を掲載する。
- (2) 取組紹介 本市における食育推進に関する取組内容を掲載する。

(掲載可能な情報の範囲) 第3条 掲載する情報は、以下の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 「佐世保市食育推進計画」を推進する内容であること
- (2) 主として佐世保市民を対象としていること
- (3) 佐世保市広告事業実施要綱第3条第1項の各号に反しないものであること
- (4) 佐世保市広告掲載基準第5条の各号に反しないものであること

(イベント・料理教室への情報掲載期間) 第4条 情報を掲載する期間は、情報掲載開始を希望する日から当該イベント・料理教室が終了または情報掲載依頼者が指定する日のうち、先に到達する日までとする。

(イベント・料理教室への情報掲載方法) 第5条 情報掲載依頼者は、「させぼ★みんなの食育ひろば」掲載申請書(イベント・料理教室)(様式第1号)により、掲載開始希望日の15日前までに保健福祉部健康づくり課まで申し込むこととし、併せて掲載記事の原稿データを電子メールにて保健福祉部健康づくり課へ送付する。ただし、掲載希望者が電子メールを送付できる状態にない、または、原稿データを作成できる手段がない場合はこの限りではない。

2 掲載は、保健福祉部健康づくり課長の決定に基づき、保健福祉部健康づくり課が行う。

(イベント・料理教室の情報削除) 第6条 掲載期間終了後は、保健福祉部健康づくり課が削除する。

2 掲載期間内であっても、情報を削除することが必要であると認められる場合に限り、保健福祉部健康づくり課長の決定により、保健福祉部健康づくり課が削除する。

(取組紹介への情報掲載期間) 第7条 情報を掲載する期間は、情報掲載開始を希望する日から1年間、または、情報を継続的に掲載することが必要と認められる場合は、保健福祉部健康づくり課長の決定により、保健福祉部健康づくり課が行う。

(取組紹介への情報掲載方法)

第8条 情報掲載依頼者は、「させぼ★みんなの食育ひろば」掲載申請書(取組紹介)(様式第2号)により、掲載開始希望日の15日前までに保健福祉部健康づくり課まで申し込むこととし、併せて掲載記事の原稿データを電子メールにて保健福祉部健康づくり課へ送付する。

2 掲載は、保健福祉部健康づくり課長の決定に基づき、保健福祉部健康づくり課が行う。

(取組紹介の情報削除) 第9条 取組紹介に掲載する情報は、以下の各号のいずれかに該当する場合、保健福祉部健康づくり課長の決定により、保健福祉部健康づくり課が削除する。

- (1) 情報掲載依頼者が情報削除を依頼する場合
- (2) リンク先のページが消滅している場合
- (3) その他、情報を削除することが必要であると認められる場合

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は保健福祉部健康づくり課長が定める。

附則

(施行期日)

この要領は平成25年4月1日から実施する。

この要領は令和2年9月17日に一部改正する。